

単独親権は違憲 集団提訴

男女12人 子育て権利侵害主張

親権制度はそれぞれに長所と短所が指摘されている

単独親権	共同親権
○ 子育ての意思決定がしやすい	○ 離婚後も父母が協力する枠組みが得られる
○ 安定的な親子関係を築ける	○ 虐待を受けた場合、関係機関などが別居親への相談を検討できる
△ 親権のない親がほとんど子育てに関われない	△ 父母が対立すると子育ての合意が取りづらい
△ 親権争いが、父母の敵対や「連れ去り」を生じさせやすくする	△ 家庭内暴力(DV)があった場合も関係を継続しなければならず危険

離婚後「面会交流わずか」

離婚すると父母の一方しか子供の親権を持ってない「単独親権」制度は法の下平等や幸福追求権を保障する憲法の規定に反し、子育てをする権利が侵害されて精神的苦痛を受けたとして、8都道府県の40〜60代の男女12人が22日、国に計1200万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起した。

原告側によると、単独親権制度を違憲だと主張する集団訴訟は初めて。これとは別に都内の男性1人が今年3月に同様の訴訟を起し、東京地裁で係争中。

離婚すると父母の一方しか子供の親権を持ってない「単独親権」制度は法の下平等や幸福追求権を保障する憲法の規定に反し、子育てをする権利が侵害されて精神的苦痛を受けたとして、8都道府県の40〜60代の男女12人が22日、国に計1200万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起した。

欧米では共同親権主流

親権は、未成年の子供に対して父母が持つ権利や義務で、日常の世話をする「監護」や「教育」のほか「財産管理」などが民法で定められている。婚姻中は原則父母が親権者となるが、離婚した場合、日本は一方を親権者に定める「単独親権」を採用している。

このため日本では親権を失った別居親が子育てにほ

訴状によると、原告らは離婚で親権を失うなどして子供と別居し、子育ての意思があるのに「司法に救済を求めてもわずかな面会交流しか認められない」などと主張。国には「共同親権」制度の立法を怠った責任があるとしている。

中学2年の娘と月に1度しか会えないという原告で

フリーライターの宗像充さん(44)は、提訴後に会見し「子供に会えないのは親の問題だといわれるが社会や制度の問題だと訴えたい。親と会えない子供たちは、会えないことをあきらめないでほしいと伝えたい」と話した。法務省は「訴状を受け取っていないのでコメントできない」としている。

ほとんど関わられなくなるケースも少なくない。離婚時に別居親と子供との面会交流の取り決めを父母間で交わしても、多くは月に1回程度。親権者の意向でさらに制限されることもある。

一方、欧米では離婚後も両親が親権を持つ「共同親権」制度を採用している国が多い。欧米などでは、子供の利益のため離婚後も面

会交流や養育費負担などのルールを裁判所で決め、父母が共同で子育てを担う。ただ家庭内暴力(DV)がある父母や対立が激しい父母間では、共同親権を採れば離婚後も子育てで関係を続けなければならず、制度の変更には慎重な意見もある。

法務省は今年、世界24カ国の親権制度の実態を調査。今月には、選択制による共同親権の導入の是非など、離婚後の子供の養育について議論する研究会を発足させた。研究会は1年以上かけ報告書をまとめる。

森雅子法相は、12日の参院法務委員会で「一般論では離婚後も父母の双方が養育に関わるのは、子供の利益の観点から非常に重要。子供の利益が不当に侵害されないよう多様な意見に耳を傾けたい」と述べた。

(加藤園子)